

小城市のごみ処理が変わります！

焼却施設の老朽化のため、平成22年3月31日をもって天山地区共同塵芥処理場での焼却処理を終了します。そして、平成22年4月1日から燃えるごみを小城市廃棄物中継センター（旧天山地区共同塵芥処理場内）に一時集めた後、唐津市にある『クリーンパークさが』へ搬出し、処理します。天山地区共同塵芥処理場へ直接ごみを持ち込まれていた分については、22年4月1日以降も今までと変わらず受け入れ可能です。



ごみを直接持ち込む場合（平成22年4月1日以降）

搬入料金（1回につき）

ごみ搬入重量	家庭系	事業系
～100kg	400円	1,000円
101～150kg	450円	1,200円
151kg～ +50kg毎に	+150円	+500円

持ち込み受付時間

月曜日～金曜日 8:30～16:00

毎週土曜日 8:30～12:00

※祝日は除きます

小城市内在住であるという証明書を提示していただく場合があります。

持ち込めるごみの種類

持ち込む前にごみを降ろす順に分別しておいてください！

- ①もえないごみ（金物類）
- ②もえないごみ（ビン・ガラス類）
- ③もえるごみ（木類を除く）
- ④木類（木製品、材木、丸太、庭木のせん定木（くず）：大きいものは50cm以内に解体する）
- ⑤資源物（ペットボトル：キャップとラベルを取り除き、軽く水洗いする）
- ⑥資源物（段ボール：開いて重ねておく）
- ⑦資源物（新聞、雑誌、本類：それぞれ一束にしてひもで十文字にしぼる）
- ⑧資源物（発泡スチロール）
- ⑨資源物（衣類）
- ⑩硬質プラスチック



小城市廃棄物中継センターから『クリーンパークさが』に運びますので、生ごみは必ず水切りを行ってください。また、ごみを機械で砕いた後、焼却しますので、燃えるごみ袋に金物・ビン・ガラス等の燃えないごみが混入すると機械が故障する可能性があります。燃えないごみは絶対に混入させないようにしてください。もし、小城市の搬入ごみにより故障した場合は、小城市の燃えるごみを受け入れできなくなりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

【問合せ】環境課（小城庁舎）担当 川浪 ☎73-8803



岩松小6年生が、卒業記念に、昨年6月に産卵、ふ化、飼育して育ったホタルの幼虫を「初夏には、光を放って元気に飛び立つよう祈って」学校前の祇園川に放流しました。このホタル達が乱舞するのは、全国大会「名水サミット in 小城」が開催される時期で、この大会に全国から参加される人たちの目も楽しませてもらえるでしょう。

「岩松小学校
ホタル輝く祇園川に」

全国
名水サミット

「新しい取り組みです」
平成22年4月から肝機能障害による身体障害者手帳が交付されます

◆対象

○認定基準に該当する肝機能障害のある方

○肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

◆手続き

○写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮られたもの）

○診断書（身体障害者手帳指定医が作成したもの）

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象となりません。

※Child-Pugh分類↓肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝機能障害の重症度を評価します。

詳しい手続き方法や指定医のいる医療機関などについては、電話又は窓口にてお問合せください。

【問合せ】福祉課

障がい福祉係(三日月庁舎)

担当 嘉村

☎73-8820

身体障害者の更生医療の適用範囲が広がります

身体障害者手帳の肝機能障害追加により、更生医療にも肝機能障害が追加され医療費の補助が受けられます。詳しい内容や手続き方法については、電話又は窓口にてお問合せください。

【問合せ】福祉課

障がい福祉係(三日月庁舎)

担当 古賀

☎73-8820

自立支援医療(精神通院)を受給している方へ

自立支援医療費(精神通院)について、平成22年4月支給

認定分から次のように変更となります。

○診断書の提出が、病状及び治療方針に変更がない場合、「毎年の提出」から「二年に一度」となります。

（精神保健福祉手帳と同時に申請した場合も同様です）

○受給者証の「備考」欄に今回の受給者証がどの診断書により認定を受けたかどうかを表示します。

この変更に伴って、「医療・診断書なし」「手帳・診断書なし」「手帳・新・診断書あり」と明記された受給者証は、次回の更新申請時に診断書を添付することになります。

【ご注意ください！】

受給者証の有効期限はこれまでどおり1年間で、更新の申請手続きは毎年必要です。

【問合せ】福祉課

障がい福祉係(三日月庁舎)

担当 山口

☎73-8820

入札結果の公表

(1月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
農業集落排水資源循環統合補助事業堀江地区堀江浄化センター付帯工事	(株)政工務店・森永建設(株) (株)中島工務店	森永建設(株)	10,626,000 (506,000)	11,550,000 (550,000)	92.00	下水道課 ☎63-8827
芦刈特定環境保全公共下水道事業 住の江第4号管渠布設工事	(株)武富組・(株)政工務店・(株)下村建設 西岡建設(株)・(株)大義建設 (株)中島工務店・(株)エグチ・ビルド 岡本建設(株)・(株)久保建設	(株)下村建設	47,355,000 (2,255,000)	53,025,000 (2,525,000)	89.31	

※入札結果については、市ホームページでも公表しています。入札結果のとりまとめは小城市芦刈庁舎建設課管理係で行っておりますが、入札結果の詳細については、各入札執行課へ直接お問合せください。

【問合せ】建設課 管理係(芦刈庁舎) 担当 右近 ☎63-8825

有料広告募集中

『小城市報さくら』を使って、
あなたのお店を
PRしてみませんか？

掲載料 ・縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
・縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

申込方法など詳細はお問合せください。

【問合せ】総務課 秘書広報係(牛津庁舎) 担当：田中
☎63-8818 E-mail:kouhou@city.ogi.lg.jp

下水道課からのお知らせ

西佐賀水道企業団が上水道を供給している区域にお住まいで、下水道をご利用の方に「上・下水道使用料一元化」のお知らせ

下水道課では、事務事業の効率化を図り、行政経費の削減に努めるため、西佐賀水道企業団が上水道を供給している区域（三日月町一部、牛津町、芦刈町）で下水道をご利用いただいている方について、平成22年5月分（4月使用）から西佐賀水道企業団から上水道使用料と合わせて下水道使用料を賦課・徴収することになりました。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、このことに伴い、現在上水道使用料と下水道使用料の納付方法が異なる方で、一元化後に口座振替を希望される方は、下記手続き等が必要となります。お手順をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

←に該当する方には、下水道課から平成21年12月現在のそれぞれの納付状況に合わせた文書を送付しています。

現在（平成22年4月まで）			平成22年5月から	平成22年5月から上・下水道使用料の口座振替を希望する場合の手続きは？
上水道使用料 (西佐賀水道企業団)	下水道使用料 (小城市下水道課)	→	上・下水道使用料 (西佐賀水道企業団)	↓
口座振替	口座振替 (上水道振替口座と同じ場合)	→	口座振替	
口座振替	口座振替 (上水道振替口座と通帳、名義、金融機関が異なる場合)	→	納付書払い	上水道使用料口座への「口座振替同意書の提出」をお願いします。 ※「口座振替同意書」については、該当する方に送付しています。
口座振替	納付書払い	→	納付書払い	
納付書払い	口座振替	→	納付書払い	下記の金融機関窓口にて西佐賀水道企業団の口座振替依頼書を備えておりますので、手続きをお願いします。 (通帳・通帳登録印が必要です。) また、振替開始日を平成22年5月からとご記入ください。
納付書払い	納付書払い	→	納付書払い	
なし (井戸水のみ使用)	口座振替	→	納付書払い	
なし (井戸水のみ使用)	納付書払い	→	納付書払い	

【西佐賀水道企業団の口座振替を取り扱う金融機関】

- ・佐賀銀行、・佐賀県農業協同組合、・ゆうちょ銀行、・佐賀県信漁連、・佐賀共栄銀行、・佐賀東信用組合、・佐賀西信用組合、・九州ひぜん信用金庫(旧杵島信用金庫)、・九州労働金庫、・佐賀信用金庫(平成22年5月1日から)

※（注）

- ①上・下水道使用料の請求者名義については、現在の下水道使用者名義に統一します。名義変更等を希望される方は、西佐賀水道企業団までご連絡ください。必要な様式を送付いたします。また、使用料名義変更後の名義にて口座振替を希望される方は、使用料名義変更手続き終了後に金融機関窓口にて西佐賀水道企業団の口座振替依頼書を提出していただくことが必要となります。詳しくは、西佐賀水道企業団までお問い合わせください。
- ②平成22年4月以前の上水道使用料及び下水道使用料については、それぞれ西佐賀水道企業団、小城市下水道課での納付となります。
- ③小城市水道が上水道を供給している清水・原田地区につきましては、従前のおりどりで変更はありません。

【問合せ】

・下水道課管理係（芦刈庁舎）担当 福元・上野 ☎63-8827 ・西佐賀水道企業団 業務課 ☎68-2225

下水道の届出は忘れなく！

下水道を使用されている方は次の場合、届出が必要です。

（例1）
下水道受益者の方で家屋の売買等により受益者（名義人）が変わったり、転居等で下水道の使用者が変更になった場合

（例2）
名義等の変更届出が必要です。
変更の届出がない場合は、受益者負担金（分担金）や下水道使用料金を変更前の方へ請求することになりますので、変更が生じた場合は速やかに届出をお願いします。

下水道を使用されているアパート・借家の入居者の方で入退去をされる場合

◆入居時…下水道使用開始届
◆退去時…下水道使用廃止届
届出は、下水道課又は各庁舎総合窓口係へお願いします。

【問合せ】下水道課管理係
(芦刈庁舎) 担当 上野

☎63-8827

市民手作りのまちづくり！ 「まちの駅」の学習会 を開催します

小城市中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化基本計画エリア内の施設を対象に「まちの駅」への登録を進めていく予定です。

興味がある方はぜひ、ご参加ください。

◆まちの駅とは？

地域住民や来訪者が自由に利用できる休憩場所や地域情報を提供する機能を備え、更には、地域間交流や地域間連携を促進する施設です。

公共、民間を問わず、広く人々が入り出ることが出来る施設が「まちの駅」となり、トイレ、休憩場所などを来訪者に提供するものであり、現在、全国のまちの駅の多くは小売店舗です。

また、施設内には、観光パンフレット等が備えられており、施設の代表者や従業員がまちの案内人となって、来訪者に観光地等への道案内を行

うこともあります。地域活性化の手段として注目を浴びています。

佐賀県内のまちの駅の事例は数件しかありませんが、まちの駅の全国先進地である福岡県では300近くのまちの駅が誕生し、地域の活性化に貢献しています。

◆まちの駅の例

羊羹の駅、花(屋)の駅、地酒の駅、福祉の駅、歯医者駅の駅、タイヤの駅、和食の駅、うどんの駅、旬の駅、肉の駅、笑顔健康の駅、など。

◆学習会日時

4月8日(木)
19時～20時30分(予定)

◆開催場所

小城市庁舎3階会議室

◆申込み締切日

3月30日(火) 17時まで

【申込み・問合せ】

小城市中心市街地活性化協議会(小城市庁舎3階)
担当 馬場・宮崎

☎72-8100

「ぐんぐん」といってより早く！

4月1日から新システムの運用を開始します

119番通報時に発信位置を速やかに把握することが可能になります。

より早く救急車や消防車の出勤につながり、救命率の向上や災害被害の軽減が期待されます。

通知される情報

	携帯電話の場合※1 携帯電話番号、位置情報
	固定電話等の場合 電話番号、契約者、住所、氏名

※1 携帯電話の機種によっては、対応できない機種があります。

119番通報時のお願

①口頭で住所や目標物等をお伝えください。

②番地までお伝えください。

(例)「小城市〇〇町

△△(行政区) □□番地」

119番通報！



佐賀広域消防局(佐賀市)で受信



③消防車や救急車が到着するまでは、電話の使用をお控えください。

※通報後、再確認のため、指令室から折り返し電話をかけることがあります。

【問合せ】佐賀広域消防局
通信指令課

☎30-0111(代表)

第24回 **全国名水サミット** 

6/4～5日

水 みずから できること 水 みずから つたえること

～天山から有明海へ水つむぎ～

ゆるい子育てする男女共同参画(その5)

最終回



小城市男女共同参画推進員
田中 康教(三日月町)

「ジイジ行くよー!」

「ジイジ行くよー!」この言葉で朝の日課である孫の幼稚園送りが始まります。幼稚園にいくと、母親あり父親ありジイジありバアバありと送迎も色々で家庭の事情がうかがえます。若い人達は「男女共同参画」と難しい言葉を並べなくても生活の中でうまく役割分担ができています。ジイジやバアバも可愛い孫のために、仕事へ向かう孫の親の代わりに送迎の手伝い、これも立派な家庭の中の「共同参画」の一つではないでしょうか。

家庭や地域・企業の中において「男女共同参画」が叫ばれてから10年がたち、徐々に浸透してきているようです。しかし社会・経済情勢の変化、特に近年雇用

形態が多様になってきているなかで、仕事を持つ女性の家事と仕事の両立は一段と難しくなっています。男性も厳しい社会情勢のなかとはいえ、家庭・家族の安心と健康のために、家事や育児への参画を今以上に役割分担して行うことが必要ではないでしょうか。これからの社会は、行政や企業が積極的に「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と家庭の調和)の考え方を取りいれ人生設計への支援策を進めることが優秀な人材の確保となっていくでしょう。小城市でもこれから職業に就く若い人々への「ライフプラン」の大切さを「男女共同参画」の新たな施策として取り組み、啓発・研修をとおして就業等の支援を進め、ともに支えあう仕組みづくりを整備してもらいたいと思います。

【問合せ】企画課市民協働推進係(牛津庁舎)
担当 山下・熊谷
☎63-8803

人権のまど

「力関係と人権問題」

社会教育指導員

牧瀬 弓子

ある人権学習懇話会の帰りがけ、「この世に力が働く限り、人権問題はなくならないよ。」という意見を耳にして、その言葉に私は考えさせられました。力関係が働くとき、力を持つ強い立場の人がその力をどう利用するのか。いじめ・DV(ドメスティック・バイオレンス)・セクハラ・パワーハラスメント・障害がある人への偏見や差別等……、人権問題には確かに、何かしらの力関係が働いています。もし、強い立場の人が、傲慢で自分さえ良ければという自己中心的で、自分の立場を守ることにしか考えることができなければ、弱い立場にいる人は、その力に振り回され、怯え、仕方なく従うほかないのではないのでしょうか。

そういう状況を改善していくためには、弱い立場にいる人たちが権利やしくみを学習し、知識を持つことも大事ですが、それ以上に、強い立場の人が身近に起こり得る人権問題に対する知識と理解を身に付け、自分に植え付けられた間違った思い込みや行動を見直し、取り払っていく努力が重要だと思っています。

決して他人事ではない身近な人権問題を抱える現代、人を評価するだけでなく、弱い立場の人をフォローするためにその力を使って欲しいと願いながら、私自身も実践に努めたいと思います。

県内一周駅伝大会

5位入賞!

沿道の応援は

銀メダル☆

2月19(金)〜21日(日)にかけて開催された、第50回郡市対抗県内一周駅伝大会では、県内13チームが全35区間、297.9kmを走り抜けました。

初の表彰台に挑んだ小城市チームはあと一步及びみせませんでした。堂々の5位入賞を

果たしました。

今年からは、沿道の応援を競う「応援大賞」も設けられ、小城町体育指導員の皆さんが見事!優秀賞に選ばれました。



同指導員の皆さんは、「仲間である野田監督のため、小城区間は盛り上げたかった!応援パワーで選手に力を与えたかったので精一杯応援しました☆」と述べられました。おめでとうございます!



小城區間を走る選手

沿道で応援するピョンタ▶

